平成２５年（フ）第６号
群馬県高崎市吉井町吉井315番地　佃アパート７号
債務者　真船　慎也
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１７８５号
埼玉県川口市大字安行領根岸2957番地　ライオンズマンション川口根岸台414号
債務者　塚越　一江
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８５４号
埼玉県久喜市南栗橋12丁目２番地６
債務者　星　　道子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２９号
埼玉県川口市西川口３丁目15番15―401号　エスポアールハイム
債務者　田川　正義
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４６８号
相模原市南区大野台７丁目６番10号　メゾン・サン・ランデュ101号
債務者　金澤明廣こと　金　　佰奭
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５４７号
神奈川県座間市南栗原６丁目18番２号
債務者　川口マリ子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５５２号
相模原市緑区鳥屋1153番地１
債務者　秋元　高子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５６７号
相模原市中央区清新５丁目７番１―307号
債務者　吉村　安定
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７８号
新潟県南蒲原郡田上町大字坂田142番地２、前住所新潟県南蒲原郡田上町大字吉田新田甲12番地１
債務者　伊東　光男
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第１２４３号
大阪府羽曳野市島泉５丁目22番３―301号、前住所大阪府羽曳野市南恵我之荘１丁目５番５号
債務者　三幸こと　蒲生　昭二
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２８３号
堺市南区原山台５丁10番１―707号
債務者　松元　英俊
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３０６号
大阪府羽曳野市誉田１丁目６番24号
債務者　渡部　次郎
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３１６号
大阪府南河内郡太子町大字山田3552番地
債務者　横山　麻美
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３１９号
堺市美原区北余部74番地３
債務者　石田亜紀子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３５２号
堺市堺区櫛屋町東２丁１番８―303号、前住所兵庫県明石市本町１丁目９番９号　シーサイドマンション206号
債務者　中薗　惠子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
大阪府富田林市若松町２丁目１番10―302号、前住所大阪府富田林市若松町２丁目１番10―301号
債務者　井上　結太
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係